

林業経営集積促進事業実施要領

林業経営集積促進事業（以下、「本事業」という。）の実施については、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年 2 月 12 日新潟県規則第 7 号）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

第 1 事業の目的

本事業は、脱炭素社会の実現に向けて、主伐・再造林による循環型林業を進めるため、森林所有者から委託を受けて、主伐・再造林後の森林管理に計画的に取り組む者に対し、長期管理に要する資機材等の経費を支援し、再造林面積の拡大を図る。

第 2 事業実施主体

1 森林組合、森林組合連合会、及び民間事業者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内の私有林で再造林を行う者であること
- (2) 第 5 に定める事業計画において、5 年間で、おおむね 25 ヘクタール以上の再造林、及び 10 年以上の造林保育管理契約（以下「長期管理契約」という。）を計画すること
- (3) 申請年度に実施する再造林地において、長期管理契約を締結すること

2 新潟県森林組合経営基盤強化基本構想（以下「基本構想」という。）に基づく連携、又はその他の事業連携により 2 者以上の者が共同して本事業を実施する場合は、当該者で構成する共同実施主体をもって事業実施主体とみなす。この場合、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 共同実施主体は、代表事業者を定め、申請、変更、完了報告その他の手続きは代表事業者が一括して行うこと
- (2) 前項の(1)～(3)に定める要件を全て満たすこと。なお、前項(2)に定める要件は、共同実施主体全体で満たせばよいものとする。

第 3 支援対象等

事業実施主体が長期管理するために必要な資機材の整備に要する経費を支援する。

なお、事業の支援対象、補助率及び補助金額は、別表 1 のとおりとする。

第 4 事業申請

本事業への申請の時期は、第 5 に定める事業計画における再造林計画の 1 年目の年度とし、申請の回数は、1 事業者又は 1 共同実施主体につき 1 回限りとする。

第5 事業計画の作成等

- 1 事業実施主体は、事業計画を作成し、別記様式第1号により地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に申請するものとする。
- 2 地域振興局長等は、事業実施主体から申請のあった事業計画を審査し、適当と認められるときは別記様式第2号により知事に副申するものとする。
- 3 知事は、提出された事業計画の内容が適当と認められるときはこれを承認し、予算の範囲内で事業実施主体にその旨を通知する。
- 4 3の規定により承認された事業計画の内容を著しく変更して実施する場合は、1に準じて知事の承認を受けるものとする。

なお、著しい変更とは、事業実施主体の変更、事業費の増及び30%を超える減、共同実施主体の構成員の変更・代表事業者の変更に該当する場合をいう。
- 5 事業の中止及び取消しについては、次のとおりとする。
 - (1) 事業実施主体は、承認を受けた事業の実施が困難となり、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。
 - (2) 知事は、事業実施主体が承認した事業計画に従って事業を実施していないと認められるときは、事業計画の承認を取り消すことができる。

第6 事業の実施

- 1 交付決定前着手届

事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとするが、当該年度においてやむを得ない事情により交付決定前に着手しようとする場合は、別記様式第3号により地域振興局長等に提出するものとする。
- 2 事業着手届

事業に着手した時は、別記様式第4号により地域振興局長等に提出するものとする。
- 3 事業完了報告

事業が完了したときは、別記様式第5号により地域振興局長等に提出するものとする。
- 4 検査

地域振興局長等は、上記3の提出があったときは、事業の履行を検査するものとする。

なお、検査は、新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月新潟県告示第1591号）及び新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）に基づき行うものとする。

第7 指導推進体制

- 1 県は、事業の実施について、事業実施主体の指導・支援に当たるものとする。
- 2 事業実施主体は、第1の事業目的の達成に努め、本事業の円滑かつ効果的な実施に努めるものとする。

第8 事務取扱等

- 1 事業の事務は、農林水産部林政課及び地域振興局が行うものとする。
地域振興局においては、農林振興部、農林水産振興部及び津川地区振興事務所が新潟県行政組織規則第10条の規定に基づきその所管又は相当する区域の事務を行うものとする。
- 2 事業実施に当たり事業実施主体等が提出する書類の種類、様式、提出先、及び提出部数は、別表2によるものとする。
- 3 地域振興局長等は、必要に応じて、事業実施主体に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和6年5月23日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

1 支援対象、補助率及び補助金額

支援対象（経費区分）	補助率及び補助金額
<p>主伐・再造林に関し、長期に森林を管理するために必要な資機材の購入費又は賃借料（ただし、申請年度に限る）</p> <p>① 森林情報のデジタル化 デジタルコンパス、管理用ドローン（ソフトウェア等の付属機械器具含む）等</p> <p>② 森林所有者への提案の迅速化 森林 GIS タブレット等</p> <p>③ 施行地の管理 IC タグ付き杭、管理歩道用資材、管理用ドローン（ソフトウェア等の付属機械器具含む）等</p> <p>④ その他長期管理に必要なもの</p>	<p>1/2 以内</p> <p>上限 1,700 千円</p>

2 経費として計上できないもの

- ・建物等施設に関する経費
- ・交付決定日前に発注、購入、契約等を実施した経費（ただし、交付決定前着手届を提出した場合を除く。）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・汎用性があり、目的外使用に成り得るもの（パソコンやプリンタ等）の購入費、保証金、敷金及び仲介手数料に係る経費
- ・上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費
- ・自己都合によるキャンセル費用及びキャンセルまでに支払った経費

3 補助金額の算定

消費税等は、補助対象経費から除外して補助金額を算定すること。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- (2) 免税事業者である補助事業者及び簡易課税事業者である補助事業者
- (3) 消費税法別表第三に掲げる法人の補助事業者
- (4) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

別表 2

事業実施主体等が提出する書類の種類、提出先等

提出する書類	様式	提出先（部数）
事業計画（変更）申請	別記様式第 1 号	知事（1 部） （地域振興局等経由）
副申	別記様式第 2 号	知事（1 部）
交付決定前着手届	別記様式第 3 号	地域振興局等（1 部）
事業着手届	別記様式第 4 号	
事業完了報告	別記様式第 5 号	

別記様式第1号

第 年 月 日

新潟県知事 様

申請者

年度林業経営集積促進事業 事業計画（変更）承認申請書

林業経営集積促進事業実施要領第5の1（変更の場合は第5の4）の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて申請します。

（変更の場合は、以下を記載する。）

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

（注）

事業計画（変更）承認申請書を提出する場合は、別紙を添付すること。

(単独1事業者による申請の場合)

別紙

事業主体名： _____

1 長期管理の方針

契約の期間	※10年以上を記載
委託事項	
費用の負担	
その他	

※ 長期管理契約書のひな形の添付をもって記載に代えることができる。

2 再造林・長期管理契約計画

再造林年度	契約年度	面積 (ha)	主な市町村名	主な森林所有者区分
R 8				
R 9				
R10				
R11				
R12				
合計				

※ 主な森林所有者区分には、個人、生産森林組合、会社、寺社、財産区等を記載

3 事業の取組内容

(事業で整備する資機材の利用方法、及び期待する効果について、長期管理の観点で記載)

4 機材等整備計画

事業区分	内容	事業費 (円)	補助金額 (千円)	備考
			/	
	合計			補助上限 170万円

※ 上記に記載する内容は、当該年度に整備するもののみとする。

※ 事業区分は、要領別表1に定める支援対象（経費区分）の番号を記載すること。

(①森林情報のデジタル化 ②森林所有者への提案の迅速化 ③施行地の管理 ④その他長期管理に必要なもの)

※ 内容は、整備する機材等の名称や個数を記載するものとする。

※ 補助金額は千円未満切捨てとする。

※ 行が不足する場合は、適宜追加すること。

※ 変更事業計画書の場合は、上段：変更前、下段：変更後として記載する。

(複数事業者による共同申請の場合)

別紙

1 共同実施主体の構成

地区名	
-----	--

 ※ 基本構想に基づく場合記載

【代表事業者】

郵便番号	
住所	
事業者名	
代表者名	

【代表事業者以外の事業者数： 者】

郵便番号	
住所	
事業者名	
代表者名	

郵便番号	
住所	
事業者名	
代表者名	

※ 欄は適宜追加する。

2 連携の内容

(基本構想に基づく場合は、事業連携・合併に向けて当該年度に連携して行う取組について記載。その他事業連携による場合は、連携施業・共同施業の内容について記載。)

3 長期管理の方針

契約の期間	※10年以上を記載
委託事項	
費用の負担	
その他	

※ 事業者ごとに異なる場合は事業者別に記載

※ 長期管理契約書のひな形の添付をもって記載に代えることができる。

4 再造林・長期管理契約計画

再造林年度	契約年度	面積 (ha)	主な市町村名	主な森林所有者区分
R 8				
R 9				
R10				
R11				
R12				
合計				

※ 主な森林所有者区分には、個人、生産森林組合、会社、寺社、財産区等を記載

5 事業の取組内容

(事業で整備する資機材の利用方法、及び期待する効果について、長期管理の観点で記載)

6 機材等整備計画

事業区分	内容	事業費 (円)	補助金額 (千円)	備考
			/	
	合計			補助上限 170万円

※ 上記に記載する内容は、当該年度に整備するもののみとする。

※ 事業区分は、要領別表1に定める支援対象（経費区分）の番号を記載すること。

(①森林情報のデジタル化 ②森林所有者への提案の迅速化 ③施行地の管理 ④その他長期管理に必要なもの)

※ 内容は、整備する機材等の名称や個数を記載するものとする。

※ 補助金額は千円未満切捨てとする。

※ 備考は、配備先（共同利用又は事業者名）等を記載するものとする。

※ 行が不足する場合は、適宜追加すること。

※ 変更事業計画書の場合は、上段：変更前、下段：変更後として記載する。

別記様式第2号

第 年 月 日 号

新潟県知事 様

地域振興局長

年度林業経営集積促進事業について（副申）

林業経営集積促進事業実施要領第5の2の規定に基づき、別紙のとおり適当と認められるので、これを副申します。

別紙

事業計画チェックリスト

○実施年度 :

○事業実施主体 :

番号	内 容	適否	備 考
1	再造林を提案できる事業体であるか。		
2	5年間でおおむね25ヘクタール以上の再造林、及び長期管理契約に取り組むことが計画されており、その内容が妥当か。 (共同申請の場合、全体計画の内訳も確認)		
3	森林所有者と長期管理契約を締結している、あるいは長期管理契約の方針を定めているか。		
4	整備する機材等は、具体的なものか。		
5	整備する機材等に、計上できないものが含まれていないか。		
6	事業費や予定補助金の設定は適切か。		
7	(共同申請の場合) 連携の実効性はあるか。		
8	(共同申請のうち基本構想に基づく連携の場合) 連携の内容は、基本構想を踏まえた内容となっているか。		

※ チェック欄には、該当する項目を満たしていることを確認し「○」を記入すること。

(必要に応じて名称等を記入)

別記様式第3号

第 年 月 日

地域振興局長 様

申請者

年度林業経営集積促進事業交付決定前着手届

林業経営集積促進事業実施要領第6の1の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

- 1 事業区分
- 2 事業実施主体
- 3 事業費
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

(別記条件)

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

別記様式第4号

第 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者

年度林業経営集積促進事業着手届

林業経営集積促進事業実施要領第6の2の規定に基づき、下記のとおり提出
します。

記

- 1 着手年月日
- 2 完了予定年月日

別記様式第5号

第 年 月 日

地域振興局長 様

申請者

年度林業経営集積促進事業完了報告書

林業経営集積促進事業実施要領第6の3の規定に基づき、下記のとおり提出
します。

記

- 1 事業内容
別紙のとおり
- 2 着手年月日
- 3 完了年月日

